⑵　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9　入札の無効等　競争参加資格のある者のした入札であっても、確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び競争契約入札心得及び現場説明書において示した入札に関する条件に違反した入札並びに開札時において、「２　競争参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は、無効とするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

10　落札者の決定方法

⑴　予定価格の制限の範囲内で３⑶の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち３⑶の評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑵　落札となるべき入札をした者が２人以上あるときは、落札となるべき入札をした者の「くじ用数字」を加算し、落札となるべき入札をした者数で除算し、余りの数字と「くじ用順位」が合致する者を落札者とする。なお、詳細については、別に配付する「くじの方法」によるものとする。

11　低入札価格調査

⑴　低価格の入札については、その価格により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて、「低入札価格調査」を行う。なお、このうち、著しい低価格により、品質確保がされないおそれがあると認められる場合は、積算の合理性や現実性等を徹底して調査する「重点調査」を実施する。

⑵　契約締結後においても、調査内容の確認のため、資料の提出を求める。

⑶　入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は重点的な監督及び施工段階並びに工事完了における実績費用等と入札時の低入札価格調査の内容とが著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、工事成績評定に厳格に反映するとともに『指名停止措置要領』に基づき指名停止を講ずることがある。

12　契約書の作成　別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額を請負代金額の「10分の１以上」から「10分の３以上」とし、前金払の割合を請負代金額の「10分の４以内」から「10分の１以内」とする。また、部分払の回数は、契約期間において毎月の支払いが可能な回数とする。なお、この場合、中間前払は選択できない。

13　配置予定技術者の確認　落札者の決定後（契約締結後）、資格要件を満たしていないことが判明した場合又はＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない（契約解除）ことがある。

14　配置予定技術者の確認　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）

15　手続きにおける交渉の有無　無

16　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

17　関連情報を入手するための照会窓口　関連情報を入手するための照会窓口は、５⑴に同じ。

18　入札の延期等

⑴　不正な行為等があると認められるときは、入札の延期若しくは中止又は落札者の決定若しくは契約の締結の取消しをすることがある。

⑵　機構の事由により、入札の延期又は中止をすることがある。

19　独立行政法人の契約に係る情報の公表　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、

http://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.htmlによる。

20　その他

⑴　使用する言語及び通貨

契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　詳細は入札説明書による。

21　Summary

⑴　Contracting Entity : Tomoki Sato, Executive Vice President, Japan Water Agency.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Eastern main line juxtaposition waterway Akabane Karyu mechanic ward.

⑷　Time-limit of the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　5 January 2017

⑸　Time-limit of the submission of tenders : 14 : 00　22 February 2017 (submitted by mail ; 17 : 00, 21 February, 2017)

⑹　Contact point for the tender documentation : Shunji Yamauchi Procurement Design Division, General Engineering Affairs Department, Japan Water Agency, 11―2, Shintoshin, Chuo-ku, Saitama-shi, Saitama, 330―6008 Japan. TEL 048―600―6534 FAX 048―600―6588

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 11 月 24 日

（契約責任者）

東日本高速道路株式会社

東北支社長　小島　治雄

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　04

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東北自動車道　福島北ジャンクション工事

⑶　工事場所

自）福島県伊達郡桑折町大字松原

至）福島県伊達郡桑折町大字松原

⑷　工事内容　本工事は、延長約0.9㎞の土工工事で、ジャンクションの新設を含む約57万㎥の切盛土工等を行う工事である。

⑸　工事概算数量

延長　約0.9㎞

切盛土工　約57万㎥

横断構造物　Ｃ―Ｂｘ　11基

Ｃ―Ｐ　４箇所

橋梁下部工　２基

地盤改良工　約18万㎥

⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から780日間

2　競争参加資格

⑴　契約規定実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、工事種別「土木工事」にかかる『平成27・28年度東日本高速道路株式会社競争参加資格』を有し、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が、1,500点以上であること。

⑶　更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てをしている者でないこと（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）。

⑷　確認申請書提出期限の日から落札決定の日までの間に、「地域２」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　平成18年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。

・土工量（切土量又は盛土量）が25万㎥以上ある道路土工工事

⑹　当該工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。